

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和8年3月19日

玉城町長 辻村 修一

記

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務委託企画提案コンペ実施要領

1. 目的

「第3次玉城町男女共同参画計画」が令和8年度で終了することから、当町が男女共同参画社会の形成のための取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに令和9年度を初年度とする次期男女共同参画計画を策定することを目的とする。そこで、本事業を確実かつ順調に遂行するため、次期計画策定の全般的な支援業務を委託により行う。

については、委託事業者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定するプロポーザルを実施する。

2. 概要

- (1) 業 務 名 令和8年度 第6号
第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約の日から令和9年3月19日まで
- (4) 契 約 上 限 額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は契約金額の限度を示すものであり、当町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 委託業者選定方式

- (1) 参加者要件は次の要件を満たした者とする。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
 - ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
 - ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(2) 企画提案コンペで選定した事業者との随意契約とする。

4. 企画提案資料の提出及び期限等

(1) 提出書類

①企画提案書提出届【様式1】

②会社概要書【様式任意：A4版1ページ以内】

③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

過去5年の同種の契約実績（男女共同参画計画の策定支援）を記載すること。

④業務実施体制【様式任意：A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

⑤企画提案書【様式任意】

企画提案書には以下の項目を記載（ア～ウの順）し、全体をA4版、5ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

ア 仕様書「4. 業務内容」に記載された項目に関する提案

イ 業務実施計画

ウ その他（本業務遂行にあたり、仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など）

⑥見積書【様式2】

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。

(2) 提出期限 令和8年4月3日（金）正午（必着）

(3) 提出部数 7部（原本1部、副本6部）

(4) 提出方法 郵送もしくは持参（土日祝日及び時間外は受け付けない）とする。ただし、郵送の場合は書留郵便で送付すること。

5. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 評価基準

審査項目・評価基準は以下の表のとおりとする。

<審査項目・評価基準表>

審査項目	全体に占める割合	評価基準
業務実績	5/100	(別紙1) 参照
業務実施体制に関する提案	20/100	
仕様書「4. 業務内容」に記載された項目に関する提案	40/100	
業務実施計画	20/100	
その他	10/100	
見積金額	5/100	

(3) プレゼンテーション開催日

令和8年4月9日(木)

※1事業者発表10分以内、質疑応答10分程度を予定(応募事業者数により変更あり)。

(4) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(5) その他

①審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

②審査結果は参加した全ての事業者に文書で通知する。

6 質問及び回答

(1) 受付期間 令和8年3月27日(金) 正午まで(必着)

(2) 受付方法 質問書【様式3】をメールで受付。なお、町まちづくり推進課(電話 0596-58-8208)へ到着の確認を行うこと。

(3) 回答方法 一括してとりまとめ、受付期間終了後質問者全員にメールで回答する。

(4) 回答日 令和8年3月31日(火)

7 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

8 留意事項

- (1) 企画提案コンペおよび契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、個人情報保護法（令和3年法律第37号）を遵守すること。
- (6) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。
- (7) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (8) 本手続きに係る契約締結は、令和8年度玉城町一般会計予算に基づくものとする。

9 連絡及び提出先

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町役場 まちづくり推進課

担 当：堀江、中川

電話番号：0596-58-8208 F A X：0596-58-4494

E-mail：senryaku@town.tamaki.lg.jp

(別紙1)

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務に係る業者選考審査基準及び配点

評価項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	男女共同参画計画策定支援業務の契約実績	5点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制に関する提案	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書「4.業務内容」に記載された項目に関する提案	(1)アンケート調査票の検討・作成 ・国、県、町の動向を踏まえた企画となっているか。 ・具体的で有効な企画となっているか (2)アンケートのデータ入力・集計・分析および報告書の作成 ・多角的かつわかりやすい企画となっているか ・計画策定に有効な企画となっているか (3)計画づくりに向けたアドバイス ・アドバイスの時期、手法、内容、回数等が計画策定に有効な企画となっているか	40点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務実施計画	業務工程が具体的かつ実現可能なものかなど。	20点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右の通り	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式2】

見 積 書 (委託業務関係用)	
見 積 価 格	¥
施行 (履行) 場所	度会郡 玉城町田丸 地内
委託 (業務) 名	第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務
入 札 保 証 金	
<p>上記金額で玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）及び指示のあった条件によって請負したいから見積します。</p> <p>なお、上記金額に消費税額を加算した額（1円未満の端数は切り捨てる。）が契約希望金額です。</p> <p>年 月 日</p> <p>見積者 住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>玉 城 町 長 宛</p>	

【様式3】

質 問 書

年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担当者氏名

印

電 話

F A X

E-mail

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務企画提案コンペについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場まちづくり推進課 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

電話 0596-58-8208 E-mail senryaku@town.tamaki.lg.jp

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第4次玉城町男女共同参画計画策定支援業務

2. 業務の目的

「第3次玉城町男女共同参画計画」の見直し時期であり、その策定にあたり、町民意識調査・事業所実態調査等を行い、男女共同参画社会の実現のための次期計画策定の全般的な支援業務を委託する。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4. 業務内容

(1) アンケート調査票の検討・作成

町民、事業所を対象に郵送によるアンケート調査を実施し、男女共同参画に係る意識や課題の実態調査を行い、これらにかかる問題点、課題の把握や改善に関する提案等を収集・整理・分析するものとする。

アンケート調査

① 町民意識調査

調査の考え方、対象者、調査項目等の作成
※件数は1,500名程度とする

② 事業所実態調査

対象者、調査項目等の作成
※件数は20件程度とする

町民意識調査及び事業所実態調査に関する対象者の抽出及び宛名シールの作成は当町で行うものとし、アンケート用紙の印刷、封入・封緘は受注者が行うものとする。また、調査票の発送及び回収に必要な経費は町が負担する。

封筒は受注者が準備するものとし、送付封筒は角2封筒、返信用封筒は長3封筒を想定。

(2) アンケートのデータ入力・集計・分析

基礎データの収集、調査、分析、整理

- ・統計的把握
- ・上位計画及び関連計画の動向把握
- ・第3次玉城町男女共同参画計画の進捗状況の評価及び検証、分析、課題の抽出など

(3) アンケート報告書の作成

アンケートのデータ入力・集計・分析などを行い、報告書を作成する。

(4) 計画づくりに向けたアドバイス

町民意識調査、事業所調査の結果や、策定委員会等での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画づくりに向けたアドバイスを行う。

(5) 打合せ・会議等

①策定委員会（3回程度を予定）

- ・オブザーバーとして出席
- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成

※本計画の担当者が出席すること。

②担当者との打合せ（5回程度、打合せ記録を作成すること）

(6) 成果品および納入場所

成果品：①アンケート報告書

- ・紙媒体 2部
- ・電子データ（ワード、エクセル、PDF） CD-R 1部

②業務報告書 正本1部、副本1部

③その他

- ・業務報告書（正本）、回収したアンケート調査票は袋綴冊子とすること。
- ・業務報告書等の成果品の詳細については、町と協議すること。
- ・成果品についての著作権及び所有権は玉城町に帰属する。

納入場所：玉城町役場 まちづくり推進課

5. 資料の提供

当町が所有する本業務の遂行上必要な情報又は資料については、受注者に貸与することができる。ただし本業務完了後速やかに当町に返却しなければならない。

6. 注意事項

- ①受注者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- ②受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次本町と連絡調整を行うこと。
- ③業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに本町が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

7. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、本町と受注者の協議のうえ決定する。